

5水企契第4971号
令和5年10月6日

株式会社 重成土建
代表取締役 重成 幸雄 様

香川県広域水道企業団企業長 池田 豊人



再苦情の申立てについて

令和5年9月6日付けで貴社から申立てのあった「羽間配水池線（第1工区-2）送水管新設工事」（以下「当該入札」という。）に係る再苦情の申立てについては、香川県広域水道企業団が発注する建設工事等における入札・契約過程に係る苦情申立てに関する要領第6条第2項に基づき、同月6日に香川県広域水道企業団入札監視委員会に審議を依頼していたところ、下記のとおり回答がありましたので、お知らせします。

記

1 申立ての内容

令和5年8月29日に落札決定があった当該入札について、落札できなかった。

落札できなかった理由は、令和5年7月18日に落札決定があった前回の入札「丸亀市市道三条南北線配水管更新工事（第1工区）」（以下「前回入札」という。）が低入札での応札であったため、当該入札の総合評価において90点の減点評価がなされたからである。

一方で、前回入札については、入札参加資格確認申請書の記載事項に誤りがあったとして「無効通知書」を受け取っている。

入札が無効であっても、低入札に係る180日間90点の減点評価は維持されるのか。

2 回答

香川県広域水道企業団が発注する設計金額1,500万円以上の工事については、入札後審査型一般競争入札方式を採用している。

この方式では、入札前の申請手続きを簡略化し、まず開札を行った後に、応札者全員の簡易な参加資格等の確認を行うこととしている。

このため、低入札による減点評価は、応札を行った時点で確定することとなり、申請者については、前回入札において、低入札価格調査基準価格を下回る額で応札した時点で、前回入札に対する低入札に係る90点の減点評価及び前回入札の開札日の翌日以降180日間90点の減点評価が確定している。また、開札後の確認において明らかになった書類不備による入札の無効が、低入札による減点評価に影響を及ぼすものではない。

今回の再苦情の申立てに対する回答は以上のとおりであるが、今後、企業団におかれては、事業者にとって、より分かりやすい制度運用に努められたい。